（登録の申請）

第十五条　技術士又は技術士補の登録を受けようとする者は、それぞれ別記様式第五の二又は別記様式第六若しくは別記様式第六の二による技術士登録申請書又は技術士補登録申請書（以下「登録申請書」と総称する。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

２　前項の別記様式第六の二による登録申請書には、法第三十一条の二第二項の規定により文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程を修了したことを証する証明書又は書面を添えなければならない。

３　精神の機能の障害を有する者が登録（本条第一項に規定する登録をいう。以下この項において同じ。）を受けようとする場合及び法第三条第一号に該当するに至つて登録を取り消された者が再び登録を受けようとする場合においては、第一項の登録申請書には、技術士又は技術士補の業務を適正に行うことができるかどうかを確認するために参考となる事項を記載した医師の診断書を添えなければならない。

様式第一（第七条関係）

［略］

備考１から３　［略］

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二（第十二条関係）

［略］

備考１から３　［略］

４用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二の三（第十二条関係）

［略］

技術士法第六条第二項第二号の規定によって技術士第二次試験を受験するため、技術士法施行規則第十二条第二号に規定する要件を満たす監督を受けた事実について証明願います。

様式第三から四の二　［略］

様式第五（第十五条関係）

［略］

（フリガナ）

［略］

１　精神の機能の障害を有する。　……（イ）該当する。（ロ）該当しない。）

【注】　（イ）を選択する場合は、技術士の業務を適正に行うことができるかどうかを確認するために参考となる事項を記載した医師の診断書を添付すること。

２　［略］

３　［略］

４　［略］

５　［略］

備考１から３　［略］

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（登録の申請）

第十五条　技術士又は技術士補の登録を受けようとする者は、それぞれ別記様式第五の二又は別記様式第六若しくは別記様式第六の二による技術士登録申請書又は技術士補登録申請書（以下「登録申請書」と総称する。）に法第三条第一号に掲げる者（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者及び同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）に該当しない旨の官公署の証明書を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

２　前項の別記様式第六の二による登録申請書には、同項の証明書に加えて、法第三十一条の二第二項の規定により文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程を修了したことを証する証明書又は書面を添えなければならない。

［項を加える。］

様式第一（第七条関係）

［略］

備考１から３　［略］

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二（第十二条関係）

［略］

備考１から３［略］

４用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二の三（第十二条関係）

［略］

技術士法第六条第二項第二号の規定によって技術士第二次試験を受験するため、技術士法施行規則第十二条第二項に規定する要件を満たす監督を受けた事実について証明願います。

様式第三から四の二　［略］

様式第五（第十五条関係）

［略］

（ふりがな）

［略］

［項を加える。］

１　［略］

２　［略］

３　［略］

４　［略］

備考１から３　［略］

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。